

第2回山口県手話言語条例検討委員会概要

1 日時

平成30年12月14日(金) 14:00~15:40

2 場所

山口県庁4階 共用第5会議室

3 出席者

- (1) 委員：内田委員長、秋山委員、赤井委員、信木委員、藤田委員、辻委員、山根委員
- (2) 事務局：伊藤次長(柳井健康福祉センター)、末永主任(労働政策課)、松岡主査(義務教育課)、田中主査(特別支援教育推進室)、佐藤課長、小澤班長、今田主査(以上、障害者支援課)
- ※ 梅田委員、岩崎班長(敵教育課)は欠席

4 議事概要

(1) 第1回の議論を踏まえた論点の整理

<第1回検討委員会の概要>

事務局

(前回の意見についての説明)

<医療・療育の現状>

事務局

◆資料により、新生児聴覚検査事業の流れを説明

- 県では平成15年から山口県新生児聴覚検査事業により、生まれて間もなく分娩施設で聴覚検査を実施する体制が整備されている。
- 約1万人の新生児の約98%が受検しており、要精密検査として精密検査機関(県内5カ所)で診断を受けたのが65名、そのうち主に両耳難聴で中等度以上の難聴児11名を療育機関に繋いだ。
- 県内4療育機関が教育機関(総合支援学校他)、相談機関と連携して聴覚障害児を支援する体制ができている。

◆療育機関Aにヒアリングした療育の現状等を報告

- 概ね1才のとき、保護者に補聴器・人工内耳を選択するか確認しており、現状は、健聴の両親の場合は、手術できないケースを除いて補聴器又は人工内耳を選択されている。
- 昔は補聴器・人工内耳か、手話かという考えがあったが、分けて考えるのは間違いではないか。環境音を取得するためには補聴器・人工内耳は必要だと思うが、コミュニケーションを充実させるためには手話が必要な場合もある。
- セーフティーネットとして手話の社会があり、その上で、補聴器・人工内耳

があれば、聴覚障害者も安心して生活ができるのではないか。

- 同療育機関に併設した児童発達支援センターの中に、難聴幼児が通園する場があり、そこでは保護者同士の交流も図られている。
- わかば組には、療育訓練室に洗面台があり、そこで実際に水を流して、目で見たり感覚で水という概念を教えるなど、言語以外のところについても、しっかり教育されている。

委員意見

- 昔は耳鼻科の医師の中では、聞こえなければ人工内耳という考えが多かったが、手話も必要という考えに変わってきている。

<学校教育の現状>

事務局

- ◆資料により聴覚障害児の在籍状況を説明
- 平成30年度の聴覚障害児の在籍状況は、県立特別支援学校に27名、小学校、中学校にある特別支援学級に60名、高校に9名在籍している。
- それぞれの障害の程度は把握できていないが、特別支援学級に在籍している聴覚障害児60名のうち補聴器の装用は40名、人工内耳は19名である。

<他道府県の施策体系等>

事務局

- ◆資料により執行部提案で条例を制定した7道府県の施策体系等を説明
- 手話言語条例の制定記念イベントを開催したり、リーフレットを作成したり、手話サークル等への一部助成など、様々な取組を実施。
- 条例制定の効果等は、手話に関心を持つ職員が増えた、知事記者会見に手話通訳が付いたなどがあったが、最近条例を作ったため効果が見えてくるのはこれからという意見が多かった。
- 鳥取県では、手話ハンドブックを小学1年生に配布したり、ろう学校の教職員による出前講座の開催、指文字タペストリーの校内掲示、手話検定試験受講料の助成など、いろいろな取組をしている。

委員報告

- ◆萩市の取組等を報告
- 平成26年12月に条例を制定してから、FMラジオや公式HPなどによる広報活動を実施した。
- その後、市職員を対象にした手話講習会を年1回開催している。また手話に興味がある職員20名弱が毎週水曜日に研修会を開催し、検定試験を目指して頑張っている。
- 小学校等から要請を受けて、手話の出前講座に協力した手話サークルに対して一部助成を行っている。
- 今後は、市役所以外での手話の普及にも取り組んでいきたい。

(2) 基本的施策等の検討

事務局

◆資料により条例の基本的な構成のイメージを説明

- 制定済みの道府県の条例から、「前文」、「目的」、「定義」、「基本理念」、「責務・役割等」、「基本的施策」、「その他(財政上の措置や推進体制)」の7項目が考えられる。
- 今回は、特に条例の根幹となる「目的」と、それを達成するための「基本的施策」の項目について検討し、その他の項目は、第3回目以降で検討したい。

◆「目的」と「基本的施策」のイメージを説明

- 第1回委員会で出た意見を踏まえ、手話の言語性を広く県民に普及させること、聴覚障害児が生まれた時から手話を習得できる環境が確保され、学校や就労の場で手話を使用できる環境を整備することを条例の目的とした。
- この目的に近い形として、大阪府、北海道の条例がある。
- 目的を達成するための基本的施策として、手話の言語性の普及については、条例制定フォーラムの開催やリーフレット等啓発資材の配布、「あいサポート運動」と連携した取組等が考えられる。
- 聴覚障害児の手話を習得する機会の確保として、聴覚障害児と保護者が手話を学ぶための支援や交流できる場の提供などが考えられる。
- 聴覚障害児がいる学校、職場での手話の普及として、学校や事業所が手話の勉強会等をする際の支援や職員が手話サークル等で学ぶことに対する支援などが考えられる。

◆大阪府の「こめっこ」の取組を説明

- 本日欠席の委員から、手話コミュニティーのロールモデルを保障する場として、大阪府の「こめっこ」のような取組が必要ではないか、また条例も大阪府のように手話が言語であること、聴覚障害者が手話で暮らしていけることを明記した条例にしてほしいとの意見を受けた。
- 「こめっこ」は、聴覚障害児・保護者と手話を結ぶための支援で、大阪府の条例の根幹のひとつである「手話を獲得する」ため、とても重要な取組。
- ろうあ者の親御さんも参加しており、一緒にレクリエーション等を通じて、手話を学ぶということで、手話の獲得も早く、親子のコミュニケーションがスムーズに取れるようになるとの報告があった。

委員意見

- 県が条例を作ったのだから県のことと言われたら困るのではないかな。まず県、市町、事業所、県民などの責務を決めるのが先なのではないかな。
- 施策は、対象者(本人、家族、県民など)と時期(未就学児、学校、社会人、高齢など)により必要な支援が変わってくるため、そこを整理しないと施策の漏れが出てくるのではないかな。
- 施策について全体的に俯瞰するためには、対象を時系列に細分化したマトリクスのようにまとめて整理すべきではないかな。

事務局

- 責務については、次回踏み込んで提案させていただく。他県の施策体系については、山口県の取組も踏まえ、わかりやすい資料を次回提示させていただく。

委員意見

- 基本的施策は対象者をきちんと絞って、この人たちには何の施策が必要なのか整理すると漏れがなくなるのではないか。
- 県の責務や市町、県民、事業者の役割をしっかりと整理しないと基本的施策につながらないと思う。
- 京都府の条例などにあるように、福祉団体などの了解が得られれば、役割に加え、行政も県民も関係団体も一緒になって手話が言語であるとの認識の普及と手話を習得する機会の確保に向けて、オール山口県で取り組んでいくという姿勢が示せると思うので、次回、責務・役割等のところで、関係団体等も含めて幅広く提案してもらいたい。
- 条例の名称も重要ではないか。手話言語条例はちょっと堅い感じがするが、考えられる案を比較し議論していきたい。

事務局

- 責務・役割等は、他県の例も参考にしながら、幅広く協力いただけそうな団体等を掲げ、次回議論していただく。
- 名称は手話言語条例が一般的であるが、手話が言語であることを条例で規定するものではない（障害者基本法で手話は言語と規定されている）ので、目的に合った条例名にするべきと考えている。次回案を提示し議論していただく。

委員意見

- 茨城県では、条例について、誰が責任を持つのかということで、議論になっていると聞いたことがある。

委員長

- 条例の目的について2パターンあると思われる。大阪府と茨城県は、手話は言語で、その前提に立って手話を普及させていくもの、北海道は手話が言語であるとの認識を普及させるもの、山口県は北海道の形を採用するというこでよろしいか。

委員意見

- 障害者基本法で手話は言語とされているので、公務員としては当然その認識は持っているという立場である。北海道も大阪府も茨城県も手話が言語という認識は持っており、大阪府はそれがより丁寧に書かれているもの。手話は言語であるとの前提に立った認識はいずれも同じということでのよいのではないか。

委員長

- 県が条例を制定するというこで、既にある県の条例と書きぶりなどは合わせていく必要があると思われる。委員会での皆さんの意見をできるだけ反映さ

せた形で、文面等については県の方で調整して最終的な条例になると思われる。
その点は了承していただきたい。

(4) 次回の開催

- 第3回検討委員会は、2月8日(金)15時00分～16時30分で開催することを決定(場所は未定)

(5) まとめ(事務局)

- 条例の名称、責務・役割、目的、基本的施策をもう一度整理し、次回もっと具体的な形でお示しして、お諮りいただく。
- 次回の検討委員会を踏まえて、2月に開催する障害者施策推進協議会や3月の県議会環境福祉委員会に検討状況を説明させていただく予定である。